

定期報告を要する特定建築物、建築設備及び防火設備

(1) 特定建築物

用途		特殊建築物 〔表中用途欄1～8の建築物については、その用途に供する部分が200㎡を超えるもので、かつ、避難階以外の階をその用途に供するものに限る。〕	
		用途に供する規模等	報告の時期
1	劇場、映画館又は演芸場	地階・F \geq 3(注1)、 A ₁ (注3) \geq 200㎡又は主階が1階以外にあるもの	3年ごと
2	観覧場(注7)、 公会堂又は集会場	地階・F \geq 3(注1)又は A ₁ (注3) \geq 200㎡	
3	病院又は診療所(注8)	地階・F \geq 3(注1)又は A ₂ (注4) \geq 300㎡	令和8年 7月～10月
4	児童福祉施設等(幼保連携型認定こども園を含む。)	地階・F \geq 3(注1)又は A ₃ (注5) \geq 300㎡	
5	ホテル又は旅館	地階・F \geq 3(注1)又は A ₃ (注5) \geq 300㎡	3年ごと
6	共同住宅又は寄宿舎 (サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム又は障害者グループホームに限る。)	地階・F \geq 3(注1)又は A ₃ (注5) \geq 300㎡	令和9年 7月～10月
7	学校、体育館、博物館、美術館、図書館、ホール、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツ練習場	F \geq 3(注2)又は A ₄ (注6) \geq 2,000㎡	3年ごと 令和7年 7月～10月
8	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場(カラオケボックスその他これに類するものを除く。)、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗	地階・F \geq 3(注1)、 A ₃ (注5) \geq 500㎡又は A ₄ (注6) \geq 3,000㎡	
9	カラオケボックスその他これに類するもの	A ₄ (注6) $>$ 200㎡又は階数 \geq 3(注9)	

- (注1) 地階・F \geq 3 : 地階でその用途に供する部分が100㎡を超えるもの又は3階以上の階でその用途に供する部分が100㎡を超えるものをいう。
- (注2) F \geq 3 : 3階以上の階でその用途に供する部分が100㎡を超えるものをいう。
- (注3) A₁ : その用途に供する部分(客席の部分に限る。)の床面積の合計を示す。
- (注4) A₂ : その用途に供する2階の部分(その部分に患者の収容施設がある場合に限る。)の床面積の合計を示す。
- (注5) A₃ : その用途に供する2階の部分の床面積の合計を示す。
- (注6) A₄ : その用途に供する部分の床面積の合計を示す。
- (注7) 観覧場 : 屋外観覧場を除く。
- (注8) 診療所 : 患者の収容施設があるものに限る。
- (注9) 階数 \geq 3 : 階数3以上でその用途に供する部分が100㎡を超え200㎡以下のものをいう。

※同一敷地内に2棟以上ある場合は、その合計面積ではなく、それぞれの棟ごとに上表に該当するか否かを判断し、棟ごとに報告してください。

(2) 建築設備

	報告対象	報告時期
建築設備 (注1)	「(1) 特定建築物」に設けられた建築設備	毎年 7月～10月
<p>(注1) 建築設備：[換気設備]法第28条第2項ただし書き又は第3項の規定により設置した換気設備のうち、政令第112条第21項（当該項を準用する場合を含む。）の規定により防火設備を設けたものに限る。 [排煙設備]排煙機又は送風機を設けたものに限る。 [非常用の照明装置]蓄電池別置型又は自家用発電装置を設けたものに限る。</p>		

※同一敷地内に2棟以上ある場合は、その合計面積ではなく、それぞれの棟ごとに上表に該当するか否かを判断し、棟ごとに報告してください。

(3) 防火設備

	報告対象	報告時期	備考
防火設備	「(1) 特定建築物」に設けられた防火設備 病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）又は高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途に供する部分の床面積の合計が200㎡を超えるものに設けられた防火設備	毎年 7月～10月	随時閉鎖又は作動できるもの（外壁開口部の防火設備、防火ダンパーを除く。）に限る。

※同一敷地内に2棟以上ある場合は、その合計面積ではなく、それぞれの棟ごとに上表に該当するか否かを判断し、棟ごとに報告してください。